

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	韓国法における養育費の確保・面会交流センターの実務について
Author	宋, 賢鍾(Song, Hyunjong) 犬伏, 由子(Inubushi, Yukiko) 田中, 佑季(Tanaka, Yuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.9 (2015. 9) ,p.107(48)- 130(25)
Abstract	
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150928-0130

資料

韓国法における養育費の確保・面 会交流センターの実務について*

宋 賢 鍾⁽¹⁾

犬伏由子
田中佑季 / 監修

- 一. はじめに
- 二. 2013 年までの関連法律改正と手続の変貌
 - (一) 関連法律の改正
 - (二) 離婚手続の変貌
 - (三) 評価——要らないことか、足りないことか
- 三. 養育費と面会交流を確保するための新たなシステム
 - (一) 養育費の履行確保及び支援に関する法律
 - (二) ソウル家庭法院の新たな家事事件管理モデルと面会交流センター
 - (三) 「法院行政処家事訴訟法改正委員会」の家事訴訟法全面改正案
- 四. おわりに

一. はじめに

韓国では**、子の利益の実現を目的として、離婚法などの整備や家庭法院などにおける手続の改善が活発に行われている。2007 年 12 月 21 日の民法改正（法律第 8720 号、2008 年 6 月 22 日施行）によって行われた協議離婚改革、「子ども問題

* 本稿は、2015 年 3 月 1 日慶應義塾大学で行われた研究会（平成 26 年度慶應義塾学事振興資金・共同研究の助成を受けている）における宋賢鍾報告に基づき、大幅に加筆して頂いた原稿について、犬伏由子及び田中佑季（慶應義塾大学法学研究科助教、韓国語にかかわる部分を含む主たる監修者である）による監修を経たものである。（なお、最新の情報に関しても、宋賢鍾氏に適宜追加・修正を頂いた。）

** 本稿における韓国の法律用語及び専門用語については、可能な限り原語で記載する。なお、本稿に記載された条文はすべて韓国法である。

ソリューション会」(2009年8月発足)で作定された当事者支援システムとしての親教育プログラムがその代表的な例である。

その後も、2014年3月24日法律第12532号として「養育費の履行確保及び支援に関する法律」が制定された(2015年3月25日施行)。また、同法の施行に先立ち、2014年11月10日にはソウル家庭法院に面会交流(韓国では「面接交渉」という語が用いられるが、本稿では以下「面会交流」という)センターが新たに設置され、同センターの運営などを含む新たな家事事件管理モデルが登場した(その他のプログラムは同年9月1日から開始された)。

さらに、2015年2月6日には、大法院傘下の「法院行政処家事訴訟法改正委員会」(以下「改正委員会」という)が「家事訴訟法全部改正法律案」(以下「家事訴訟法改正案」という)を議決し、大法院は早期の国会通過を目指し、関連機関との協議を進めている⁽²⁾。家事訴訟法改正案では、「未成年の子の福利の保護」を家事訴訟法の目的・理念として明言し(改正案第1条)、「面会交流補助人制度」(改正案第147条)と未成年の子のための「手続補助人制度」(改正案第16条)を導入し、未成年の子の充実した保護のための履行確保制度の整備(改正案第20条)など、子の福利を保護する政策が含まれている。

本稿は、韓国における2013年までの子の利益を守るための法律改正と手続の変貌を整理・評価した後、最近制定・施行された「養育費の履行確保及び支援に関する法律」や新たな家事事件管理モデル、そして子の福利を保障するための家事訴訟法改正案について紹介することとする。

二. 2013年までの関連法律改正と手続の変貌

(一) 関連法律の改正

1. 協議離婚制度⁽³⁾

家庭法院による離婚意思確認手続は、1977年12月31日の民法改正(法律第3051号、1979年1月1日施行)によって始まった。これにより協議離婚は、当事者間の離婚の合意と家庭法院による離婚意思の確認を受け、戸籍法[補注1]の定めるところに従い届出をすることによって成立することとなった(民法旧第836条)。ただし、当時の家庭法院は、当事者の親権に関する協議と子の福利との適合

性や養育費、面会交流には関与ができなかった。

その後、2007年12月21日の民法改正（法律第8720号、2008年6月22日施行）によって、協議離婚の当事者は子の養育（同第837条）と子の親権者決定（同第909条第4項）に関する協議書又はそれに関する審判書正本を提出しなければならなくなった（同第836条の2第4項）。養育に関する協議には、養育者の決定、養育費用の負担、面会交流の可否とその方法を含めなければならず（同第837条第2項）、家庭法院は協議の内容が子の福利に反する場合には補正を命じ、あるいは、その子の意思、年齢、親の財産状況、その他の事情を参酌して養育に必要な事項を定めることができるようになった（同条第3項）。また、協議離婚を申請する夫婦は家庭法院が提供する離婚に関する案内（以下「離婚案内」という）を受けなければならない、家庭法院は必要と認められる場合、専門相談者（相談に関して専門的な知識と経験を有する者）の相談を受けることを当事者に勧告することができるようになった（同第836条の2第1項）。そして、子の面会交流権を認め、子を直接に養育しない父母の一方と子は相互に面会交流できる権利を有することと改正された（同第837条の2）。

2. 養育費履行確保のための制度⁽⁴⁾

2009年5月8日に養育費履行確保のための民法及び家事訴訟法の一部改正が行われ、これにより家庭法院は当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成することになった（民法第836条の2第5項）。養育費負担調書とは、協議離婚の場合、当事者に養育費に関する協議書を提出させるだけでなく、これに執行力を与えるために家庭法院がその内容を確認して作成する調書を指し、これにより、協議離婚の過程において養育費に関する協議がありながら、執行のために別に養育費審判を請求する必要がなくなった。また、家事訴訟法の改正によって、財産明示命令（家事訴訟法第48条の2）、財産照会（同法第48条の3）、養育費直接支払命令（同法第63条の2）、担保提供命令及び一時金支払命令（同法第63条の3）などが導入された（さらに2010年3月31日法律第10212号による養育費履行確保のための家事訴訟法改正があったため、条文の引用は改正後の現行条文番号で行った）。

養育費直接支払命令は、養育費債務者が正当な理由なく2回以上養育費を支払わ

ない場合、養育費債権者の申請によって、養育費債務者の所得税の源泉徴収義務者⁽⁵⁾から直接養育費を受け取ることができること（同法第63条の2第1項）を主な内容としており、養育費債務者が給与所得者の場合に効果があるかと予想された。この制度が導入される前は、毎回養育費債権の履行期を待って既存の執行制度を活用しなければならなかった。履行期到来の度に執行申立をするのは煩わしく、1回の養育費は大抵小額であるため、執行コストを勘案すると養育費回収の効率が悪く、期間も長かかった。しかし、養育費直接支払命令によって、期限未到来の定期金債権も差し押さえることが可能となった。この支払命令は「民事執行法」による差押え命令及び転付命令と同じ効果を持つ（同法第63条の2第2項）。担保提供命令と一時金支払命令については、養育費債権のような定期金債権は履行期が将来到来する債権であることから、養育費債務者が養育費を支払わない場合又は資力が変動する状況に備える制度の必要があること、また、特に養育費債務者が自営業者などの場合は、養育費直接支払命令制度を利用し難いため、その代わりとして用意された制度である。これにより、家庭法院は、養育費を定期金で支払わせる場合において、その履行を確保するために養育費債務者に相当な担保の提供を命じることができる（同法第63条の3第1項）、養育費債務者が正当な事由なく履行しない場合には養育費債権者の申請によって養育費債務者に相当な担保の提供を命令することができる（同条第2項）。また、養育費債務者が担保を提供すべき期間内に担保の提供をしない場合には、家庭法院は養育費債権者の申請によって、養育費の全部又は一部を一時金で支払うよう命じることができる（同条第4項）。家庭法院は、財産分割、扶養料及び未成年の子の養育費請求事件のために特に必要と認める場合には、職権又は当事者の申請によって、当事者に財産状態を具体的に明示した財産目録の提出を命じることができる（同法第48条の2）。家庭法院は、このような財産明示命令に従って提出された財産目録のみでは請求事件の解決が困難であると認められる場合、職権又は当事者の申請によって当事者名義の財産に関して公共機関、金融機関、団体などに照会することができる（同法第48条の3）。

さらに、家庭法院による履行命令の制度及び家庭法院の命令などに違反した場合の制裁に関しても規定されている。まず、家庭法院は、判決、審判、調停調書、調停に代わる決定又は養育費負担調書による①金銭の支払いなどの財産上の義務、②幼児の引渡し義務、及び、③子との面会交流許容義務を履行すべき者が正当な理由

なくその義務を履行しない場合、当事者の申請によって一定期間内における義務の履行を命じることができる(同法第 64 条第 1 項)。次に、当事者又は関係人が正当な理由なく養育費直接支払命令、担保提供命令又は履行命令などに違反した場合、家庭法院、調停委員会又は調停担当裁判官は、職権又は権利者の申請によって 1,000 万ウォン以下の過料を賦課することができる(同法第 67 条第 1 項)。また、財産明示命令を受けた者が正当な理由なく財産目録の提出を拒否した場合や虚偽の財産目録を提出した場合には、1,000 万ウォン以下の過料を賦課することができ(同法第 67 条の 3)、財産照会を受けた機関・団体の長が正当な理由なく虚偽の資料を提出した場合や資料の提出を拒否した場合には 1,000 万ウォン以下の過料を賦課することができる(同法第 67 条の 4)。さらに、家庭法院は、担保命令の違反による養育費一時金支払命令又は履行命令を受けた者が、①金銭の定期的な支払命令に対して正当な理由なく 3 期以上その義務を履行しない場合、②幼児の引渡し命令に対して 30 日以内に正当な理由なくその義務を履行しない場合、及び、③養育費の一時金支払命令に対して 30 日以内に正当な理由なくその義務を履行しない場合には、権利者の申請による決定として 30 日の範囲内で、その義務を履行するまで義務者に対して監置を命じることができる(同法第 68 条第 1 項)。

(二) 離婚手続の変貌

1. 協議離婚の当事者支援システム

すでに触れたように、2007 年 12 月 21 日の民法改正により大きく変更された協議離婚手続が 2008 年 6 月 22 日から施行された。手続の流れはおおよそ「①協議離婚意思確認申請→②協議離婚に関する案内→③専門家との相談(選択事項)→④熟慮期間の進行(未成年の子がいる場合 3 ヶ月、いない場合 1 ヶ月)→⑤(未成年の子がいる場合)協議書又は審判正本の提出→⑥協議離婚の意思の確認」となる。協議離婚案内の内容は、順に①導入、②協議離婚手続、③協議書、④離婚をめぐる法的問題、⑤親の離婚が子に与える影響、⑥内容整理から構成されている⁽⁶⁾。離婚相談については、結局義務化せずに、家庭法院の勧告事項となった。すなわち、家庭法院は、必要な場合、当事者に専門的な知識と経験を備えた専門相談者による相談を受けるように勧告することができるようになり(民法第 836 条の 2 第 1 項)、実務上は離婚案内の段階で相談のメリットや必要性などを紹介し、相談を勧告する。相

談委員には、家庭法院長が適切な専門家を委嘱する（家族関係登録規則第73条第5項）。また、協議書については、養育すべき未成年の子がいる当事者は、①親権者及び養育者の決定、②養育費の負担、③面会交流権の行使及びその方法をすべて協議した上で作成した協議書を家庭法院に提出しなければならない（民法第836条の2第4項）。当事者の協議内容が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命じ⁽⁷⁾、又は職権によってその子の意思・年齢及び父母の財産状況、その他の事項を参酌して、養育に必要な事項を定めることになる（同法第837条の3）。

2. 裁判離婚における当事者支援システム

裁判離婚における本格的な当事者支援システムは、疎外されている子の問題を総合的に解決し、子の福利を守ることを目指して2009年8月に発足したソウル家庭法院の「子ども問題ソリューション会」（以下「ソリューション会」という）で検討が始まった⁽⁸⁾。2012年には、ソウル家庭法院の裁判官17名と専門調査官10名が会員となり、①親教育プログラムの開発及び全国への普及、パンフレットの作成、養育手帳の作成、②面会交流の支援——特にキャンプの実施、③外部の専門機関・専門家と連携した法院外における離婚相談体制の構築、④家庭法院内部における相談体制の構築などの活動を実施した⁽⁹⁾。2013年には、ソリューション会の作業が家庭法院の事業として定着したため、ソリューション会の組織を解体して継承・発展させた「後見福祉機能発展委員会」が発足し、同委員会では、家事事件を担当するすべての裁判官と専門調査官が参加した上で、ソリューション会の役割を発展させた「後見的・福祉的制度」⁽¹⁰⁾を運営している⁽¹¹⁾。

裁判離婚における親教育は、家庭法院調査官が1時間30分程度の講義方式で行い、その内容は「①動機付け、②親の葛藤と子に与える影響、③親の心理状態、④子の心理状態、子の年齢に合った親の望ましい態度、⑤訴訟に臨む親の態度、⑥訴訟（調停）で解決すべき事項と対話のコツ、⑦親の役割の継続性」により構成される。家事訴訟の過程で、調査官や裁判官が親に対して親教育を受けるよう勧告し、全員が参加することになる（事実上は強制に近い）。また、面会交流を支援するためのキャンプについては、家庭法院と外部の専門機関、例えば健康家庭支援センターなどと連携して実施している。おおよそ6ヶ月程度面会交流がなかった、あるいはできなかった父と子がキャンプに参加し、参加者は事前に集まって、どのよう

な行動をすべきかなどを学習する。実際のキャンプでは、子と親と一緒に食事の準備をしたり、子と親との雰囲気が良くなるための様々な身体活動をすることが重要となる。キャンプでは、親同士のグループ相談、子どもたちの遊び及び親子のレクリエーションなどが行われるが、親同士のグループ相談を行う際には子は別の場所で遊ぶことになる。

(三) 評価——要らないことか、足りないことか

法律と司法福祉的なサービス（プログラム）を評価することは簡単ではないだろう。また、上記二の（一）、（二）で紹介した法律とシステムに対して評価の根拠となる統計と研究結果は現段階では十分ではない。しかし、筆者個人の経験的な意見も含め、構造（structure）、過程（process）、成果（outcomes）の側面から評価してみたい。

構造の側面では、2007年の民法改正（2008年6月22日施行）による協議離婚制度とソリューション会のプログラムの運営は安定し拡大した。2008年6月に新たな協議離婚制度が始まった際には、熟慮期間、離婚案内、協議書については不要であるという当事者の反発と抗議が予想されたが、結果的にはその予想は杞憂であった。例えば、ソウル家庭法院での親教育について、協議離婚の場合、2009年に3,379組、2010年に2,850組、2011年に2,651組、2012年に2,489組が参加した。また、裁判離婚の場合には2010年に1,362名、2011年に1,063名、2012年に1,195名が参加した。協議離婚相談は、2009年に182件（2.6%）、2010年に159件（2.5%）、2011年に212件（2.0%）、2012年に324件（6.0%）、2013年に384件（6.4%）であった⁽¹³⁾。

過程の側面でも全般的に安定した展開を見せた。ソウル家庭法院から始まったソリューション会による親教育などのプログラムの実施が全国の法院に拡大され、充実化・均質化が図られた。例えば、親教育については2010年8月に全国組織である「親教育共同研究会」が発足し、『親教育指針書』⁽¹⁴⁾の作成や全国の親教育担当者を対象としたワークショップが開催されるなどした。また、2012年9月19日に大法院裁判例規第1400号（裁特2012-2）として「家事裁判・家事調停及び協議離婚意思確認手続における子ども養育案内に関する指針」が定められ、離婚相談については、2008年に「家事裁判、家事調停及び協議離婚手続の相談に関する例規」

(裁特 2008-1) が制定された。これにより、毎年、相談委員及び相談機関に対する評価を行い、相談委員の解嘱及び再委嘱の可否を決定している。また、相談関係者との協議会も開催している。法院行政処は、2014年10月、相談・親教育(子女養育案内)・キャンプなどのプログラムの均質化・充実化のために『家事・少年保護裁判後見的・福祉的制度運営マニュアル(Ⅰ)(Ⅱ)』を刊行し、全国法院に配布した。このマニュアルの中では、各プログラムのプロセスが提示されている。

成果の評価は、もっと複雑であろう。2008年6月の新たな協議離婚制度施行後、協議離婚が減少したため、離婚全体数の減少と協議離婚割合の減少が顕著に現れている⁽¹⁵⁾。また、相談・親教育・キャンプに対する利用者の満足度は高い⁽¹⁶⁾。また、裁判官と調査官の実務においても、利用者の養育費と面会交流に関する肯定的な認識の変化を経験している⁽¹⁷⁾。

他方、客観的な統計では、成果が足りないとの評価が現れている。2013年4月に女性家族部⁽¹⁸⁾が発表した「2012年一人親家族実態調査」(サンプルは2,522名)によると、養育費の支払いを全く受けていない一人親は83.0%であり、最近まで定期的に支払いを受けていた一人親は5.6%にすぎない。また、死別を除いた一人親の72.0%と子の55.6%は、前配偶者と全く連絡をとっていないと回答した⁽¹⁹⁾。一人親家族が置かれている生活状況をみると、離婚による一人親世帯の就職率は86.6%(離婚前63.4%)であり、そのうち41.1%のみが常用勤労者として働いており、月平均所得も約172万ウォン程度(2012年の韓国の世帯月平均所得353万ウォン)であった。さらに、100万ウォン以下の一人親は16.7%に及んでいる。一人親家族の未就学児の82.2%が保育園や幼稚園などの施設保育を利用し、小学生の子の69.4%が放課後の教室や塾などの施設を利用していた(2009年に未就学児全体の利用率14.3%、母が就業している家族の利用率33.0%：全体の小学生の子の利用率9.7%、母が就業している家族の利用率16.5%⁽²⁰⁾)。世話をを行う大人がいないため、子がひとりで過ごす一人親家族は、未就学児の場合10.4%、小学生の子の場合52.7%、中学生の子の場合56.2%であった。結局、一人親の家族は、孤立した養育と生計の貧しさという二重の苦しみを背負って過ごしているといっても過言ではないだろう。ところで、離婚経験者又は未婚の者においては、子の養育費請求訴訟を経験したのは4.6%に過ぎず、そのうち女性家族部の養育費請求訴訟支援サービスを利用した割合は44.5%であった。養育費などの履行確保のために様々な政策を

行ってきたが、苦しい環境⁽²¹⁾ で家事・養育・労働を並行して負担している養育費債権者の便宜を考慮しなかった点に限界があった⁽²²⁾。そのため、養育費の安定的な確保のために不十分であった法・制度的な装置をさらに整備する必要がある。また、家庭法院における福祉的な当事者支援サービスの強化を求めるニーズも強い⁽²³⁾。

三. 養育費と面会交流を確保するための新たなシステム

(一) 養育費の履行確保及び支援に関する法律⁽²⁴⁾

未成年の子のいる家庭が急速に増加しているが、養育費の安定的な確保のための法・制度的な整備はまだ十分ではない。特に、養育費債務者が養育費の履行をしない場合、養育父母が自ら訴訟などを通じて養育費の確保をするには時間や費用が過大となるため、実質的に養育費の請求及び履行の強制をし難いのが現実である⁽²⁵⁾。そのため、養育費の履行確保及び支援に関する法律（以下「養育費履行法」という）は、一人親家庭が養育費の円滑な履行を確保するための支援体系を設け、限時的（一時的。以下「一時的」という）な養育費緊急支援制度を通じて、未成年の子の最低限の生存権が保障されるように支援し、未成年の子の安全な養育環境を作ることを目的とする（養育費履行法第 1 条）。以下では、養育費履行法の主要内容と養育費履行管理院を中心に紹介する。

1. 主要内容の概要

(1) 「国の責務」。国は父母が未成年の子を最適の環境で養育できるように支援しなければならない（養育費履行法第 4 条第 1 項）。国又は地方自治団体は、養育費の履行確保を支援する専担機構を設置・運営し、これに必要な行政的・財政的な支援策を講じなければならない（同条第 2 項）、また、未成年の子の養育環境の構築のために養育父・母などに養育費の履行に関する教育と広報を実施しなければならない（同条第 3 項）。公共機関などの関連法人・機関及び団体は、国又は地方自治団体が養育費の履行確保のために遂行する業務に積極的に協力しなければならない（同条第 4 項）。

(2) 「養育費債務」とは、民法第 836 条の 2⁽²⁶⁾ 及び家事訴訟法上の執行権原の

ある養育費の負担に関する債務を意味する（同法第2条第2号）。

(3) 父母の未成年の子に対する養育費債務及び非養育父母の養育費の支払義務が定められ、非養育父・母が扶養能力のない未成年者である場合には、その非養育父・母の父母が養育費を支払わなければならない（同法第3条）。

(4) 女性家族部長官は、子の養育費の算定のための養育費ガイドライン⁽²⁷⁾を作成し、法院の判決・審判などにおいて積極的に活用できるように努力しなければならない（同法第5条）。

(5) 養育費の履行確保のための制度の新設及び改善、養育費債務の不履行に対する制裁措置、養育費ガイドラインの作成などに関する事項の審議・決定のために、女性家族部に「養育費履行審議委員会」が設けられる（同法第6条）。

(6) 未成年の子の養育費請求と履行確保の支援などに関する業務を遂行するために、「健康家庭基本法」に従って設立された韓国健康家庭振興院に「養育費履行管理院」（以下「履行管理院」という）を置く（同法第7条）。

(7) 非養育父・母又は養育父・母は、当事者間の養育費負担などの協議が調わない場合、履行管理院の長に養育費に関する相談又は協議成立の支援を申請することができ、履行管理院の長は協議が調った場合、協議事項の履行のために支援をすることができる（同法第10条）。

(8) 養育父・母は、履行管理院の長に子の認知請求及び養育費請求のための訴訟代理などの養育費債務名義の確保のための法律支援を、養育費債権者は養育費の履行確保に必要な法律支援や養育費債権取立ての支援を申請することができる（同法第11条）。

(9) 養育費の履行支援を申請した養育費債権者は、養育費債務者が養育費債務を履行しないため子の福利が危機に陥ったか、又は陥る恐れのある場合には、履行管理院の長に一時的な養育費の緊急支援を申請することができる（同法第14条第1項）。また、その緊急支援の期間は6ヶ月を超えてはならず、子の福利のために追加支援が必要な場合には、3ヶ月の範囲でこれを延長することができる（同法同条第3項）。履行管理院の長は、緊急支援をした場合には、その支払額の限度で養育費債務者に求償権を行使することができる（同法同条第5項）。

(10) 履行管理院の長は、養育費の履行請求書送達後1ヶ月以内に養育費の支払いがない場合には、養育費債務者の所得・財産などの養育費支払能力を確認するため

の調査を進行しなければならず、このために必要な場合には、裁判長の許可を得て関連事件記録の閲覧などを申請することができる（同法第 15 条）。

(11) 女性家族部長官は、養育費支払能力を確認・調査するために養育費債務者の所得・財産などに関する資料の提出を要求し、又は調査のために必要な国税・地方税、土地・建物、健康保険・国民年金、出入国などに関する資料の提供を本人の同意を得て関係機関の長に要請することができ、本人の同意を得て金融機関などの長に金融情報などの提供を要請することもできる（同法第 16 条及び第 17 条）。

(12) 履行管理院の長は、養育費の履行支援のために必要な場合、債権者が家事訴訟法及び民事執行法に従って財産照会の申請などをするに於いて必要な法律支援をしなければならず、債務者の財産に対する養育父・母の取立てを支援することができる（同法第 18 条及び第 19 条）。

(13) 女性家族部長官は、養育費支払いの履行が完全ではない場合には、国税庁長及び地方自治団体の長に対して、養育費債務者の国税及び地方税の還付予定金額の差押えを要請することができる（同法第 20 条）。

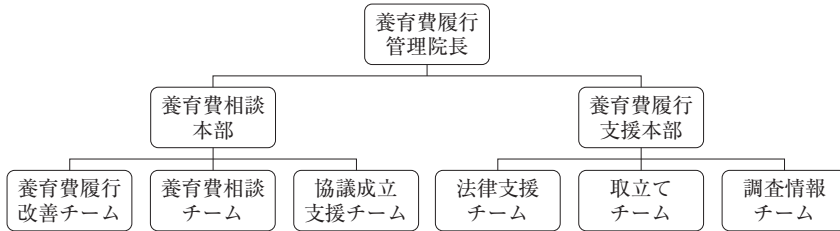
(14) 女性家族部長官は、養育費支払いの履行確保の目的のために必要な場合として、「信用情報の利用及び保護に関する法律」第 2 条第 5 号に従った信用情報会社などに養育費債務者の養育費滞納に関する資料の提供を要求することができ、要求があった場合は同会社などはこれを提供しなければならない（同法第 21 条）。

2. 履行管理院

(1) 組織と運営

養育費履行法第 7 条に従って、2015 年 3 月 25 日に特殊法人である韓国健康家庭振興院に履行管理院が創設された。履行管理院の組織と運営について必要な事項は大統領令で定められている（同法第 7 条第 3 項）。2015 年 3 月 24 日に制定された「養育費の履行確保及び支援に関する法律施行令」（大統領令第 26161 号、以下「施行令」という）では、履行管理院の長は女性家族部長官が任命し、履行管理院の長の任期は 3 年とし、1 年単位で再任することができる。履行管理院の長は、履行管理院を代表し、法令に他の規定がある場合を除き、養育費の履行確保及び支援に関する業務を総括する。また、養育費履行法の第 10 条第 1 項に基づく養育費に関する相談支援を行うために履行管理院に相談を担当する組織を設置し、相談に必要な

【図1】養育費履行管理院の組織（2015年5月14日現在）



専門相談員を配置しなければならない（以上施行令第6条）。

履行管理院では、養育費相談本部と養育費履行支援本部の傘下に次に紹介する計6チームを設置した（図1参照）。まず、養育費相談本部には、養育費履行サービスの申請に関する教育・広告と養育費履行確保のための制度企画・研究などを行う①養育費履行改善チーム、養育費相談を行う②養育費相談チーム、当事者間の協議成立を支援する③協議成立支援チームが設置された。また、養育費履行支援本部には、執行権原を得ていない者の申請に関して、執行権原を得るための認知訴訟と養育費請求訴訟の支援を担当する④法律支援チーム、執行権原のある申請に関する取立てと強制執行を支援する⑤取立てチーム、債務者の履行状況モニタリング及び債務者の住所・勤務地・所得・財産等の調査や、債務者に対する制裁などを担当する⑥調査情報チームが設置された。履行管理院の初代院長には、家庭法院の裁判官歴任後弁護士として活動していた者が選任された。2015年5月14日現在、専門相談員などの65名の職員が働いており、その中には、20名の弁護士及び2名の司法書士が含まれている⁽²⁸⁾。養育費履行管理院は、2017年までに年2万世帯ずつ、計6万世帯を支援し、申請した世帯のうちの約25%以上の養育費の支払いを実現できるようにする計画である。また、大韓弁協法律救助財団〔補注2〕、家庭法院、大韓法律救助公団〔補注3〕、韓国法律相談所などと業務協約を締結し、実効性を拡大する計画である⁽²⁹⁾。

(2) 業務⁽³⁰⁾

養育費履行法に基づく履行管理院の業務は、①非養育父・母の養育費に関連する相談、②養育費請求及び履行確保などのための法律相談、③一時的な養育費緊急支援、④合意又は裁判所の判決によって確定した養育費債権の取立て支援及び養育

父・母への養育費の引渡し、⑤養育費債務の不履行者に対する制裁措置、⑥養育費履行の実効性確保のための制度などに関する研究、⑦子の養育費の履行と関連する教育及び広報、⑧その他養育費債務の履行確保のために必要な業務である（養育費履行法第7条第2項）。

養育費に関する相談は、養育父・母、非養育父・母などの養育費債務者を主な利用対象とし、全般的な養育費問題に関する電話相談・オンライン相談及び訪問相談を行う。その手続は、利用対象者による相談又は支援の申請によって始まる。養育費履行管理院の養育費相談センターでは、相談員が電話・郵便・オンライン相談と申請の受付をし、相談委員が面接による相談をする。利用対象者から受け付けた申請書は、①専門委員が行う協議成立支援、②調査委員が行う法律支援又は債務取立て支援、③一時的な養育費緊急支援に分類される。2015年3月25日から6月25日までの間に、電話相談（13,399件）・訪問相談（684件）・インターネット相談（814件）の全14,897件の相談が行われた。サービス支援申請件数は、取立て支援（1,754件）、法律支援（1,132件）、協議成立支援（991件）を含む全3,747件⁽³¹⁾が受け付けられた。3,747件の申請のうち、協議成立支援による20件と取立て支援による90件の合計110件が強制執行手続などに至る前に当事者間の協議だけで養育費履行を確約した。そのうち、81件について実際に養育費が履行され、総額では2億2,600万ウォンが支払われた。その中には、3,000万ウォンを一時金で支払ったケースもあった⁽³²⁾。当事者間の養育費協議成立支援は、養育父・母又は非養育父・母の一方による養育費協議成立申請書を受け付け、協議委員が協議成立支援を援助し、成立した場合は協議書を作成して公証及び交付し、不成立の場合は、他の手続案内又は担当者に引き継ぐ。養育費債務者の住所、所得、財産などの調査は、地方自治団体や国民健康保険を管轄する機関と連携して養育費債務者の住所・勤務地を把握し、養育費債務者、関係人、法院、関連機関、金融機関などを通じて養育費債務者の所得・財産を把握する。担当調査官は債務者の同意がある場合には関連機関、金融機関などから債務者の所得・財産の情報を確認するが、不同意の場合には、法院に債務者の財産明示・財産照会を申請する。

養育費履行確保のための法律支援には、①養育父・母の執行権原確保のための訴訟支援、②養育費債権者の養育費履行確保のための訴訟支援、③養育費債務者の財産に対する法的措置支援がある。養育父・母の執行権原確保のための訴訟支援では、

未婚の養育父・母の場合には、子の認知請求訴訟及び養育費請求訴訟を支援し、父母が離婚した場合には、養育費請求訴訟を支援する。養育費債権者の養育費履行確保のための訴訟支援については、家事訴訟法上の養育費履行確保の訴訟支援及び民事執行法上の不動産強制競売、債権差押え、動産執行に関する訴訟支援がある。養育費債務者の財産に対する法的措置支援では、養育費請求前・後又は同時に仮差押え・仮処分・事前処分〔補注4〕の支援と養育費請求訴訟又は履行確保訴訟の中での財産明示及び財産照会がある。

養育費の履行確保のための債権取立て支援は、一般的な債権取立ては管理院の担当調査官が行うが、取立てが困難な債権に関しては、取立て専門会社に委託する。手続は、養育費債権者から債務取立て支援の申請書を受け付け、養育費債務者に養育費履行請求書を送達し、(1ヶ月以内に養育費を払わない場合)養育費債務者の所得・財産など養育費支払いの能力を確認するための調査、所得・財産などの調査に基づく養育費債務者に対する直接の債権取立て、これが不首尾の場合には債権取立て専門会社への債権取立て委託の順で行われる。その他の養育費履行の確保のための措置としては、信用情報会社などに養育費滞納に関する情報提供の要請、養育費債務者の税金還付予定金額に対する差押え・差引き、養育費履行の実効性を高めるための「現場起動班」⁽³³⁾の運営、養育費債務者に対する200万ウォン以内の範囲で養育費の徴収・引渡しに必要な手数料を納付させることがある。これら4つの方策は養育費債務不履行者に対する制裁措置にもなる。また、養育費債務の履行を子が成人(19歳)に達するまで持続的にモニタリングする。

一時的な養育費緊急支援の基準は、養育費債権者が属する世帯の所得が「国民基礎生活保障法」第2条第6号に基づく最低生計費の100分の120以下⁽³⁴⁾の場合、又は養育費債権者が「一人親家族支援法」第5条に基づく支援対象者として女性家族部長官が告示する基準に該当する場合である。履行管理院の長は、その基準に適合する養育費債権者に対して養育費債権者とその家族の精神的又は身体的障害の有無、疾患の有無、生活水準、その他の緊急支援の必要性などを総合的に考慮した上で緊急支援の対象者を決定しなければならない。緊急支援の金額は、毎年予算の範囲内で通常の養育費、緊急支援の需要などを考慮し、女性家族部長官が決定し告示する⁽³⁵⁾。申請があった場合には、緊急支援申請から10日以内に、緊急支援の可否を決定して緊急支援金額を支給しなければならない(以上施行令第8条)。手続は、

養育費債権者の支援申請、養育費履行改善チームによる関連書類及び支援要件の適合性の確認、「一時的養育費支払審議委員会」での審査と決定、支払決定の場合には、一時的な養育費支援助と養育費債務者に対する求償権の行使⁽³⁶⁾の順番で行われる。2015年3月25日から6月25日まで19件が一時的な養育費緊急支援を受けた⁽³⁷⁾。

(二) ソウル家庭法院の新たな家事事件管理モデルと面会交流センター

1. 新たな家事事件管理モデル

ソウル家庭法院は、2013年11月から首席部長判事を委員長とし、ソウル家庭法院の裁判官・書記官・調査官を会員とする新たな家事事件管理モデル開発委員会を発足させた。2001年の家庭法院専門調査官制度の導入、2004年の家事少年制度改革委員会の発足、2007年の民法改正、2009年ソリューション会の発足などによって協議離婚及び裁判離婚における後見的・福祉的制度（当事者支援システム）が定着してきたが、限界も生じたためである。まず、第一に当事者支援システムの開始時点に関してであるが、既存のプログラムは事件の申立て後に働きかけるものであり、事件終局後の事後管理プログラムはなかった。第二に、親教育などの新たなプログラムが導入されたにもかかわらず、家事事件は訴訟的システム中心に動いていたことである。韓国においても調停前置主義が採用されたが、日本と異なり、家事訴訟と家事調停が一元的になっており、家事調停の申立て前に家事訴訟の提起をすることができる。多数の家事調停事件は、当事者が家事訴訟を提起した後に、裁判官が職権で家事調停に回付したものである。したがって、当事者は初めから訴訟感情が強く、その上、訴状・答弁書などの書面による攻防が行われ、当事者間の葛藤はさらに強くなる。このような両親間の葛藤は子の福利を脅かす恐れがある。

これに対して、新たな家事事件管理モデル開発委員会は、葛藤の低下と子の最善の利益を目指す家事事件管理モデルを作るために、①訴状様式の改善チーム、②子女養育案内の改善チーム、③調停前置主義の実現と早期介入、④面会交流センターチームに組織を分けて研究を行った。その結果に基づき、2014年9月1日に新たな家事事件管理モデルの試験運営が始まり（面会交流センターは同年11月10日から開所）、現在も継続されている。2015年7月20日に発表されたソウル家庭法院の中間評価報告書によると、新しい家事事件管理モデルの運営によって当事者の葛藤が低下し、子の最善の利益が守られる結果となるといった効果などが現れたという⁽³⁸⁾。

訴状の様式については、既存の記述式からチェックリスト型に変更し、当事者が相手方の悪口を直接書くことによる葛藤発生を予防できるようにした。また、当事者が子女養育案内を受ける時期を繰り上げ、事件の申立て後できるだけ早期に子女養育案内を受けることとし、養育案内の内容に家事事件の手續に関する説明を加えた⁽³⁹⁾。また、ソウル家庭法院ホームページ⁽⁴⁰⁾に子女養育案内のDVD（約50分程度）と「父母」という案内書を掲載したほか、申立て前に親教育ができるようにした。協議離婚の場合にも、2014年10月1日から協議離婚の申立てをする際に、協議離婚相談員と面接をして離婚相談に関する案内（20分以内）などを受ける「相談員義務面談制度」を新設した⁽⁴¹⁾。調停前置主義を実現するために、新たなモデルでは事件の申立てがあった直後に家事調停に回付して、家事訴訟より前に家事調停ができるようにした⁽⁴²⁾。家事調停長（裁判官）は、家事調停として申し立てられた事件又は家事訴訟から回付された事件について直ちに早期介入調査命令を出す。受命した家事調査官は可能な限り早く当事者と電話又は（必要があれば）面接⁽⁴³⁾をし、簡単な調査をしながら子の福祉を中心とする相談や助言、外部機関との連携などによる福祉的なアプローチを行う。調査官は、電話又は面接での内容を家事調停長に書面で報告する。このとき、養育費の不履行がある事件と面会交流を実施しない、又はできない事件に関しては事前処分の意見を提出する。

2. 面会交流センター⁽⁴⁴⁾

2014年11月10日、ソウル家庭法院に面会交流センターが開設された。面会交流センターとは、面会交流の必要性を認識しているが、面会交流を行う適切な場所がない、又は環境上困難である場合などの事情がある親子に中立的かつ安全なスペースを提供し、さらに親子の安定的関係維持のために役立つサービスを提供する場である。

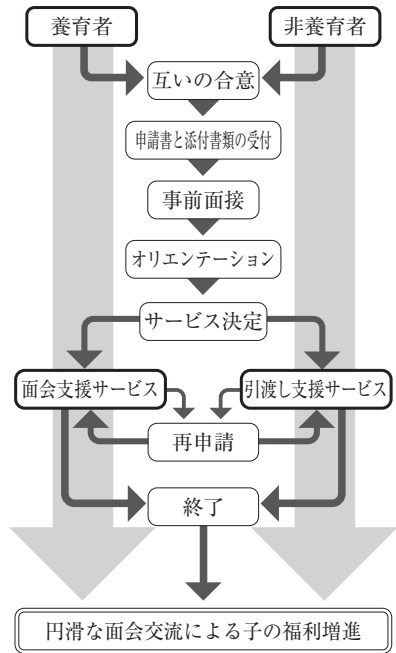
面会交流センターを設置することに対しては様々な議論があった。まず、家庭法院への面会交流センター設置が妥当であるか否かに関する問題提起であった。面会交流支援は、司法というより行政的な仕事であるため、法院より女性家族部のような行政府の機関が担当することが妥当であるという意見もあった。しかし、この問題に対しては、面会交流に関する争いに日常的に直面している法院の方が面会交流支援に関する関心が高く、ノウハウも持っているなどの理由から、法院に置かれる

こととなった。また、現実的な問題として面会交流支援の担い手に関する議論とも関係するが、現在のソウル家庭法院の物的・人的状況を考慮するとセンターの運営はできないという意見があった。予算は法院行政処が支援し、ソウル家庭法院に場所もあるが、調査官の余力がなかったのである。そこで外部の大学の児童福祉学などの関連分野の専門家の力を借りる方法が提案された。具体的には、ソウルに位置する淑明大学児童福祉学科の教員及び博士課程の学生を面会交流委員として委嘱し、裁判官と専門調査官が間接的にこれを支援する運営方法が採用された。その他、面会交流支援の期間、家庭内暴力がある事件の支援可否、支援する当事者の基準、利用費用などに関する様々な議論もあったが、結果的に以下のような運営方針を採用し、運営の結果を踏まえて変更できることとなった。

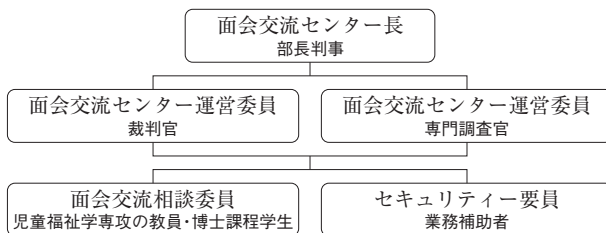
面会交流センターのサービスには、非養育親が面会交流委員の指導を受けながらセンター内で子と会う面会支援サービスと、面会交流センターで子の引渡しを支援する引渡し支援サービスの2種類がある。

面会交流センターを利用するためには、ソウル在住の13歳未満の子がいる離婚後の夫婦による面会交流センターの利用に対する事前の合意及び同意が必要である。しかし、両親に家庭内暴力や児童虐待などの刑事上の問題がある場合やアルコール依存又は薬物乱用、精神疾患などの問題がある場合には利用が制限される⁽⁴⁵⁾。センターは、月2回、6ヶ月間利用でき、再申請により6ヶ月以内に限り延長することができる。ただし、無断で2回以上出席しなかった場合や規則を破った場合は、支援サービスは打ち切られる。利用時間は、手続の準備や面会交流時間を含めて2時間とする。ただし、30分以上遅刻するとその日のサービスは取り消される。面会交流センター

【図2】 面会交流センター利用の手続



【図3】 面会交流センターの人的組織



の運営時間は、毎日（週末を含む。ただし公休日は除く）午前10時から午後6時まで（12時から1時間は昼休み）である。利用の手続は図2の通りである⁽⁴⁶⁾。

また、面会交流センターの人的組織（図3参照）に関して、面会交流センターを全般的に管理・監督するセンター長を部長判事が担当する。また、センターの運営を直接に管理する役割であるセンター運営委員として裁判官1名と専門調査官1名がセンター長を補佐する。実際の面会交流支援サービスを担当する面会交流相談委員には、児童福祉学科の博士課程の専門教育を受けている者を1年間委嘱することになっている。2015年には16名が委嘱され、面会交流相談委員は2名1組で面会支援サービスを行っている。また、法院の警備担当職員が当番職としてセキュリティー要員を担当し、また1年間の契約職員として採用された業務補助者は一般的な面会交流センターの業務を補助している。

（三）「法院行政処家事訴訟法改正委員会」の家事訴訟法全面改正案

大法院の傘下に設置された「法院行政処家事訴訟法改正委員会」は、2013年2月20日の第1次会議以降、約2年の間に27回にわたる会議を開催し、2014年2月6日に「家事訴訟法全部改正法律案」を議決した。これは、1991年の家事訴訟法制定後24年ぶりの全面改正案である。2015年4月現在、大法院は、本改正案の早期の国会通過実現のため、関係機関と協議している最中であるが、この改正案からは子の権益保護や家庭法院の後見的機能の強化に対する最近の活発な動きを見出すことができるので、子の福利に関わる改正部分を中心に若干紹介したい。

家事訴訟法改正案では、家事訴訟法の目的・理念として「未成年の子の福利保護」を明言し、改正委員会は、「本法は人格の尊厳と両性の平等を基本理念とし、

未成年の子の福利を保護するために家事に関する訴訟と非訟及び調停に対する手続を規定することを目的」(改正案第 1 条)とした案を採択した。未成年の子の意思を確実に把握し、裁判手続の中で未成年の子を支援する手続補助人制度が導入され、家庭法院は未成年の子の福利のために必要であると認める場合には職権で手続補助人を選任することができる(改正案第 16 条第 1 項)。また、陳述聴取の手続を強化し、家庭法院の裁判によって未成年の子の福利に直接的な影響がある場合、家庭法院は(年齢にかかわらず)未成年の子の陳述を聞かなければならないとした(改正案第 20 条第 1 項)。履行確保制度の整備に伴い当事者及び未成年の子の保護の充実に図り、事前処分の実効性を高めるため、事前処分に執行力を付与した(改正案第 143 条)。例えば、法院が事前処分として養育費の支払いを命じた場合、父あるいは母が任意で支払わない場合は直接支払命令や担保命令、強制執行ができるようになり、手続上の養育費の空白期間を解消できることになる。養育費の未払いに関する監置命令の要件は、現在は「正当な理由のない 3 期以上の義務不履行」であるが(家事訴訟法第 64 条第 1 項)、改正案では「30 日以上義務不履行」(改正案第 155 条)とし、要件を緩和することで実効性が再考された。養育親と非養育親に面会交流の重要性と義務感を認識させるとともに、自発的に円満な面会交流を進行できるよう、面会交流を全般的に助力する「面会交流補助人」制度を新設した。家庭法院は、職権又は当事者の申請によって一定期間を定めて面会交流補助人を選任することができる。家庭法院は法院事務官又は家事調査官や専門性と公平性を備えていると認めることができる者を面会交流補助人として選任する。面会交流補助人は、対話その他適切な方法により未成年の子の意思確認、面会交流に関する当事者間の意見調整、面会交流準備、面会交流前後に行われる子の引渡し、面会交流実施への参加など、面会交流の円満な進行のために助力するとともに、面会交流の結果を家庭法院に報告する。家庭法院は、面会交流補助人が任務の遂行を怠ったり、任務の遂行ができない場合、その他面会交流補助人の必要性がなくなった場合、職権で面会交流補助人の選任を取り消すことができる。面会交流補助人の選任及び取消しの手続、手当の支払い、その他必要な事項は大法院規則として定める(以上改正案第 147 条第 1～5 項)。

四. おわりに

本稿では、韓国法における養育費の確保及び面会交流センターの実務に関し、その関連法律と当事者支援システム及び家庭法院の後見・福祉的な業務に関する変貌などについて紹介した。2013年までに様々な法律改正やシステムの発展・変貌があったが、結果としては不足していた面もあった。そこで、最近「養育費履行確保及び支援に関する法律」に基づく履行管理院の創設と家庭法院での新たな家事事件管理モデルに基づく「面会交流センター」の新設、大法院傘下の法院行政処家事訴訟法改正委員会による家事訴訟法全面改正案の提案が行われたのである。このような動きは、離婚家庭の子の福利を守ることの複雑さと難しさを傍証するものであろう。2004年に協議離婚制度などの改革を企画した家事少年制度改革委員会における理念的な議論は、個人の自由権に対する子の福利のための国家の関与であったと言えるが、韓国における最近の動きは、国家の関与をさらに強くするものであると言えよう。これまでの変貌と試行錯誤は、国家による必要な関与が可能となるようにするための過程としての意味も持つものであると思われる。

[補注1] 民法における戸主制の廃止(2005年3月31日公布・施行の改正民法により、戸主制は2008年1月1日より廃止された)に伴い、「家族関係の登録等に関する法律」(가족관계의 등록등에 관한 법률, 法律第8435号)(2007年5月17日制定・2008年1月1日施行)が制定され、戸籍法(1960年1月1日制定・施行)は廃止された。現在は、戸籍制度に代わる新たな家族関係登録制度が採用されている。

[補注2] 貧困や法の無知その他の事由で権利の救済を受けることが困難な場合や公益実現のために必要な場合、法律救助事業を行うことで、基本権の保障を規定した憲法精神の実現、法の支配の実現的具現を目的とし、大韓弁護士協会の主導により2003年に設立された(大韓弁協法律救助財団(대한변협법률구조재단) <http://www.legalaid.or.kr/main/main.php> 参照)。

[補注3] 国による法律救助制度(経済的に困難であったり、法に関する知識がないため法の保護を受けることができない者が適法な手続により正当な権利の保護を受けることができるようにするための制度)の効率的な事業遂行のために制定された「法律救助法」(1986年12月23日制定、1987年7月1日施行)に基づき1987年9月1日に設立された機関。慶尚北道金泉市に本部を置き、全国の法院、検察庁の所在地に支部と出張所・支所がある(大韓法律救助公団(대한법률구조공단) <http://www.legalaid.or.kr/main/main.php> 参照)。

www.klac.or.kr/main.jsp 参照)。

[補注 4] 保全処分にあたる。以下同。

- (1) ソウル家庭法院専門調査官。社会福祉学博士。
- (2) 2015年2月6日の大法院報道資料による。
- (3) 宋賢鍾「大韓民国における離婚法の改正と養育費の支払いなどの実態—協議離婚制度の変化を中心として—」養育費相談支援センター・ニューズレター 2号 (2009) 2-3 頁、犬伏由子=宋賢鍾「韓国法における親の離婚と子の養育について—子の利益(福利)を実現するシステムの構築を向けて—」法学研究 86 卷 1号 (2013) 2 頁以下、宋賢鍾=二宮周平「韓国における協議離婚制度の改革と当事者の合意形成支援」立命館法学 343号 (2012) 574 頁以下参照。
- (4) ソウル家庭法院が2012年に制作した「ソウル家庭法院のあらまし」を参考とする。
- (5) 例えば会社の社長などである。
- (6) 詳しい内容は、犬伏由子=宋賢鍾・注(3)の40頁以下参照。
- (7) 例えば、養育費を支払わない、面会交流をしない、又は極端に制限するなどの内容であれば、裁判官が養育の支払いや面会交流の重要性を説明し、協議を修正することを勧告したり、補正命令をしている。その際、離婚相談を勧告する場合もある。宋賢鍾「ソウル家庭法院における当事者支援システム—韓国」家族〈社会と法〉29号 (2013) 54 頁以下参照。
- (8) 詳しい内容は、金成恩=二宮周平「韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み—『子ども問題ソリューション会』と『養育手帳』—」立命館法学 331号 (2010) 463-471 頁以下参照。
- (9) 宋賢鍾=二宮周平・注(3) 58 頁以下参照。
- (10) ①相談(協議離婚相談と裁判離婚相談)、②子女養育案内(親教育)、③キャンプ(非養育者との面会交流キャンプなど)、④多文化家庭のための事業として大別できる。法院法院行政処『家事・少年保護裁判後見的・福祉的制度運営マニュアル(Ⅰ)』(2014) 19 頁以下参照。
- (11) ソウル家庭法院『家庭法院 50 年史』(2013) 227 頁参照。
- (12) 黄聖喆『社会福祉プログラム開発と評価』(2005) 308 頁以下参照。
- (13) ソウル家庭法院における1年の協議離婚受入(申請)総件数に対する相談件数の比率である(例えば、2009年の受入件数は7,052件、相談件数は182件)。協議離婚相談の件数は増える傾向であるが、当該年の受入総件数のうち10%未満である。近年では、協議離婚の相談を義務化すべきだという主張が出ている。
- (14) 犬伏由子(監修)=田中佑季(訳)『『親教育指針書』(韓国「親教育共同研究会」(2011年4月刊行)) (翻訳)』法学研究 86 卷 1号 (2013) 53 頁以下。
- (15) 協議離婚の減少が子の福利の確保とつながりがあるか否かに関して明確ではないが、協議離婚をする夫婦は比較的葛藤が低いであろうことなどを考慮すれば、子には良い影響を与えたと推測することができよう。全国の離婚件数は以下の通りである。

単位：件

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
協議離婚 (割合)	105,055 (84.6%)	90,752 (77.8%)	94,428 (76.1%)	87,834 (75.1%)	86,425 (75.6%)	86,920 (76.0%)	88,628 (76.8%)
裁判離婚	18,871	25,766	29,564	29,018	27,830	27,373	26,642
総離婚	124,072	116,535	123,999	116,858	114,284	114,316	115,292

- (16) 法院法院行政処・注(10) 24頁以下参照。
- (17) 例えば、子と非養育者の面会交流の実施に強く反対した当事者が、親教育や相談を利用した後、子の福利のために面会交流の必要性を認める事例が少なくない。養育費の支払いに関する認識も同様である。
- (18) 女性家族部（Ministry of Gender Equality & Family）とは、当初2001年1月29日に「女性部」として設置され、現在は女性政策の企画・総合及び女性の権益増進などの地位向上、家族政策、健康家庭事業のための児童業務、青少年の育成・福祉及び保護機能などを遂行する中央行政組織である。
- (19) 2006年12月の「離婚後の子どもの養育実態調査」（サンプルは387名）によれば、養育費の支払いを受けていない世帯は83.7%であり、定期的に面会交流を行う世帯は9.8%に過ぎない。連絡又は交流を全く行っていない世帯も47.8%に至った。また、離婚による母子世帯の就職率は82.8%（離婚前50.9%）であり、そのうち65.0%は非正規職員として働き、平均所得も約100万ウォン以下（当時の世帯平均所得約300万ウォン）であった。
- (20) 保健福祉家族部育児政策開発センター『2009年保育実態調査』による。
- (21) 女性家族部の「2012年一人親家族実態調査」によると、就業する一人親の51.4%が10時間以上（10～12時間は44.4%、13時間以上は7.0%）働きをし、43.1%は午後7時以後に退勤しているが、夜勤後午前中に退勤する一人親も5.9%に及んだ。一人親の苦しい実情が推測できよう。
- (22) バク・ボクスン「韓国の養育費履行支援機関の運営方向と課題」養育費履行確保及び支援に関する法律制定記念国際コンファレンス資料集78頁以下参照。
- (23) 例えば、家事事件に携わる全国の裁判官は、家事調査官が強化すべき執務として、子の出張調査(3.3623)、面会交流(3.27)、親教育(3.16)、心理相談などの援助(3.05)、法院外部専門化との連携(3.02)と回答した（もっと強化する必要がある＝4点、全く強化する必要はない＝1点）。宋賢鍾「家事調査官の人力と執務に関する研究」家族法研究26巻3号(2012)62頁参照。
- (24) 条文の和訳には、金祥洙「養育費の履行確保及び支援に関する法律（上）（下）」国際商事法務42巻6号(2014)988頁以下及び42巻7号1139(2014)988頁以下、金完全「韓国における『養育費の履行確保及び支援に関する法律』の施行」戸籍時報722号10頁以下があり、これらを参考にした。
- (25) 女性家族部の「2012年一人親家族実態調査」によると、子の養育費履行確保のために必要な制度として、52.8%が「養育費代支払（先支払）制度」、27.2%が「履行支援機関の設置」と回答した。
- (26) 韓国民法第836条の2（離婚の手続）

- ④ 養育すべき子がいる場合、当事者は第 837 条による子の養育及び第 909 条第 4 項による子の親権者決定に関する協議書又は第 837 条及び第 909 条による家庭法院の審判正本を提出しなければならない。
- ⑤ 家庭法院は当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調査を作成しなければならない。この場合、養育費負担調査の効力に対しては「家事訴訟法」第 41 条を準用する。(条文和訳は『戸籍実務六法〔平成 27 年版〕』(日本加除出版社) 参照)
- (27) ソウル家庭法院は、2012 年 5 月 30 日に養育費算定表を制定して公表した。その後、2014 年 5 月 30 日には、新たな統計資料を反映させ、養育すべき子が 2 名いる家庭の全国平均の養育費を基準にした新たな養育費算定表を公表した。
- (28) http://www.korea.kr/policy/societyView.do?newsId=148793941&call_from=extlink
- (29) 2015 年 3 月 30 日付け法律新聞による。
- (30) 養育費履行管理院の HP (http://www.childsupport.or.kr/jsp/service_01.jsp) による。
- (31) 重複サービスの申請については、各 1 件として計上した。
- (32) 2015 年 7 月 1 日の女性家族部の報道資料による。
- (33) 所得・財産などを故意に隠匿するなど悪質な養育費債務者の家を訪問し、強制執行など活用できるあらゆる法的手段を動員して養育費債務を履行させる措置である。債権取立ての専門家、法律専門家、派遣警察官、派遣検察官などで班を構成する。
- (34) 2014 年は、例えば、2 人世帯の場合 123 万 3,376 ウォン、3 人世帯の場合 159 万 5,560 ウォン以下である。
- (35) 2015 年は子一人当たり 20 万ウォンであるが、これについては金額が少ないという意見が出ている。
- (36) 履行管理院の長は、求償権を行使する場合には、求償権の算出根拠などを明らかにして納付することを書面で養育費債務者に通知しなければならない。これに従い、求償金額の納付通知を受けた養育費債務者はその通知を受けた日から 30 日以内に求償金額を納付しなければならない(施行令第 9 条)。
- (37) 2015 年 7 月 1 日の女性家族部の報道資料による。
- (38) 2015 年 7 月 20 日にソウル家庭法院における家事裁判研究会(裁判官)と家事実務研究会(書記官等の職員)による共同研究会が開催され、新たな家事事件管理モデルに関する中間評価がなされた。その共同研究会で、筆者が「早期介入調停に関する実証的な研究—サーベイ、早期介入事件の統計、フォーカスグループ面接結果の分析を中心として—」と題する研究報告を行った。報告内容は以下の 3 点である。2015 年 5 月 11 日から 6 月 20 日までの合計 238 名(当事者 76 名、裁判官 19 名、家事調停委員 51 名、家事調査官など 23 名、弁護士 69 名)の回答に基づく①サーベイの結果、2014 年 9 月 1 日から 2015 年 4 月 30 日まで早期調査命令された 838 件の②事件の分析結果、合計 12 名(裁判官 4 名、調停委員 2 名、弁護士 2 名、専門調査官 4 名)の専門家が参加した③フォーカスグループ面接結果の科学的・総合的な分析結果である。結論として専門調査官の人数不足などによる成果の限界もあるが、家事調停の成立率が上がり、葛藤低下と子の利益を守る点で効果があり、研究参加者の全員が新たな家事事件管理モデルを發展

韓国法における養育費の確保・面会交流センターの実務について

させる必要性について強く認識したという肯定的な結果が出た。

- (39) 従来は、家事調査の期日の間に手続案内を行い、家事事件手続の説明は省略していた。
- (40) ソウル家庭法院の HP (<http://slfamily.scourt.go.kr/main/new/Main.work>) 参照。
- (41) 相談員義務面談制度施行後、離婚相談を受ける当事者数が増加した。
- (42) 従来は、家事訴訟を提起した事件は通常1回の弁論期日を開き、必要な場合には、家事調査をしてから家事調停に回付した。
- (43) 調査官は、まず記録を検討してから、電話で当事者の状態を把握し、例えば、家庭内暴力や子の奪取、長期間の面会交流拒否などの事情があったときは、直接面接を行う。
- (44) ソウル家庭法院による面会交流センターに関するパンフレット「ソウル家庭法院面会交流センター イウムヌリ」(서울가정법원 면접교섭센터 이음누리) 参照。
- (45) 離婚後の面会交流サービスを担当する法院外部の専門家は面会交流支援の経験がないので、当初は安全などの問題を考慮して対象者の範囲を最小限に絞って実施した事情がある。
- (46) 2014年11月10日から2015年4月21日までの面会交流センターの運営状況は以下の表の通りである。

	2014年11月	2014年12月	2015年1月	2015年2月	2015年3月	2015年4月	総計
受付事件	3	7	4	1	1	5	21件
事前相談	1	2	5	1	2	3	14回
オリエンテーション	1	2	5	0	1	1	10回
面接支援サービス	1	8	8	8	6	6	37回
引渡しサービス	0	0	1	0	0	0	1回